

告 知 書

除籍謄（抄）本の交付ができないことについて

旧麴町区を本籍とする昭和20年5月26日以前の除籍は、昭和20年5月26日の戦災により焼失し、副本の保存がないため再製されていません。

したがって、除籍の謄（抄）本の交付はできません。

東京都千代田区長